

取引監視委員会運営の申し合わせ

平成 13 年 11 月 14 日制定

平成 17 年 11 月 22 日改正

平成 18 年 5 月 18 日改正

平成 18 年 11 月 6 日改正

平成 20 年 11 月 25 日改正

取 引 監 視 委 員 会

(構成等)

第 1 条 取引監視委員会（以下「委員会」という。）は、大豆の入札取引に係る業務規程第 3 4 条の規定、平成 1 7 年産以降の入札取引の改善（その 2）（平成 1 7 年 7 月大豆入札取引委員会決定）に基づき、入札取引委員会において指名する取引監視委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員のうちから、委員長 1 人を互選する。
- 3 委員長は、あらかじめ委員長代理を指名しておく。

(委員会の種類の区分)

第 2 条 委員会の業務内容によって、次の 3 の種類に区分する。

- (1) 入札当日に入札取引監視を行う委員会（当日委員会という。）
- (2) 入札翌日に入札結果について審議する委員会（翌日委員会という。）
- (3) 上記 2 つの委員会以外に入札取引監視について審議する委員会（全体委員会という。）

(委員会の業務)

第 3 条 委員会は、財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が行う大豆の入札業務が公正かつ適正に行われるよう監視し、監視結果に基づいて、協会に対し、助言、勧告を行う。

(当日委員会)

第 4 条 当日委員会では、委員 3 名以上が出席し、入札取引に立ち会って、協会が行う作業が公平かつ適正に実施されているかを監視するとともに、落札を保留する必要があると思われるロット（以下「保留ロット」という）を抽出する。

- 2 保留ロットの抽出は、次の観点によって行う。
 - (1) 買い手が、他の買い手と共同して申込価格を決定していないか。
 - (2) 売り手が、他の売り手と共同して落札下限価格を決定していないか。
 - (3) 売り手が落札下限価格を協会以外の者（特に買い手）に知らせていないか。
 - (4) 申込価格が通常又は他の買い手に比べて著しく高く不自然。不当な価格操作を企図していないか。（当該ロットへの入札者が1者で競争がない場合についても、同等の産地品種銘柄、等級等のロットと比較する。）
- 3 2の保留ロットの抽出のための基準を選定基準として全体委員会で定める。選定基準は、必要に応じて全体委員会で見直す。
- 4 3の選定基準は公表しない。
- 5 委員は、仮落札処理の後、保留ロットの有無、保留ロットがある場合は当該ロットのロット番号、落札保留する理由等の事項を記した監視結果報告書（以下「報告書」という。）（様式1、様式2）を作成する。

（翌日委員会）

第5条 翌日委員会のルールは、全体委員会で決定する。

当面、当日委員会において、出席者全員が一致して保留ロットがないと判断した場合は、翌日委員会を省略するが、当日委員会で1名以上の委員が保留ロットがあると判断した場合は、必ず翌日委員会を開催する。

第6条 翌日委員会では、少なくとも委員長又は委員長代理1名、当日委員会出席委員1名を含む5名以上の委員が出席し、保留ロットの取扱いについて審議する。

- 2 保留ロットに関して、出席委員の過半数が売り手又は買い手が不正行為を行った蓋然性が高いと判断した場合は当該入札を無効とする（無効札）決定を、それ以外の場合にあつては保留を解除する決定を行う。
- 3 出席委員は、審議結果に基づいて入札監視結果（様式2）を作成し、協会に報告する。

（全体委員会）

第7条 協会は、委員長又は複数の委員の要請により、委員を招集して全体委員会を開催する。全体委員会では、取引監視に当たって留意すべき事項の摘出、監視方法の改善、保留ロット抽出のための選定基準、翌日委員会を省略するルール、本申し合わせの改正、ならびに取引監視の観点か

ら協会が大豆入札取引委員会に報告すべき事項等について審議する。

(協会の支援)

第8条 協会は、委員会の監視業務が的確かつ効率的に行えるよう保留ロットを抽出するための参考資料を作成し、委員に提供する。

(機密の保持)

第9条 委員は、監視業務で得られた情報その他について外部に漏らしてはならない。

2 委員長は、監視に使用する書類についての取扱いを指定し、協会に機密の程度の高いものについては持出禁止等表示させるとともに、監視業務終了後又は委員会終了後委員から回収する。

(委員長の責務)

第10条 委員長は、監視結果について入札取引委員会に報告する必要があると判断した場合には、その旨を協会理事長に申し出ることができる。

2 その他、委員会の運営に関して本申し合わせに定めのない事項が生じた場合には、委員長が委員の意見を集約して決定する。

様式2

平成 年 月 日

(財)日本特産農産物協会 理事長 小高 良彦 殿

取引監視委員会
委員

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

平成 年産第 回入札取引監視結果を以下のとおり報告します。

・保留すべきロットはありませんでした。

・保留ロットについては以下のとおり取扱を決定しました。

無効札とすべきロット			
ロット番号	売り手又は買い手	該当選定基準	所見
保留を解除して落札処理すべきロット			
ロット番号	売り手又は買い手	所見	
審議状況			
その他			

別紙

落札保留ロット候補の選定基準

(非公開)